

地域建設業経営強化融資制度について

1 制度の目的及び特徴

(目的)

この制度は、中小・中堅元請建設事業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め、流動化を促進することにより、建設業の金融の円滑化を推進することを目的としています。

(特徴)

受注者(元請事業者)は、(株)建設経営サービス(東日本建設業保証(株)100%子会社)への工事請負代金債権の譲渡について発注者である横須賀市から承諾を受け、

(1) 工事の出来高部分について、(株)建設経営サービスから融資を受けることができます。

(2) 工事の出来高を超える部分については、東日本建設業保証(株)の保証を受け金融機関から融資を受けることができます。

2 対象となる建設業者

横須賀市が発注した工事を受注している中小・中堅元請建設事業者

(資本金20億円以下又は従業員数が1,500人以下の元請建設事業者)

3 対象工事

横須賀市が発注し、前払いの支払いがなされ、出来高が2分の1以上の工事

(対象外工事)

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 工期が複数年度に及ぶ工事(ただし、債権譲渡の承諾の申請日の属する年度の次年度に工期末を迎える工事であって、かつ、残工期が1年未満の工事又は当該申請日の属する年度が最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。)

(3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事

(4) 低入札価格調査の対象となった工事

(5) 単価契約による工事

(6) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

4 債権譲渡先

(株)建設経営サービス などの事業協同組合等、民間事業者。

※ 今後、債務保証を行う(一財)建設業振興基金が認めた場合に、事業協同組合等又は民間事業者が追加されることもあります。

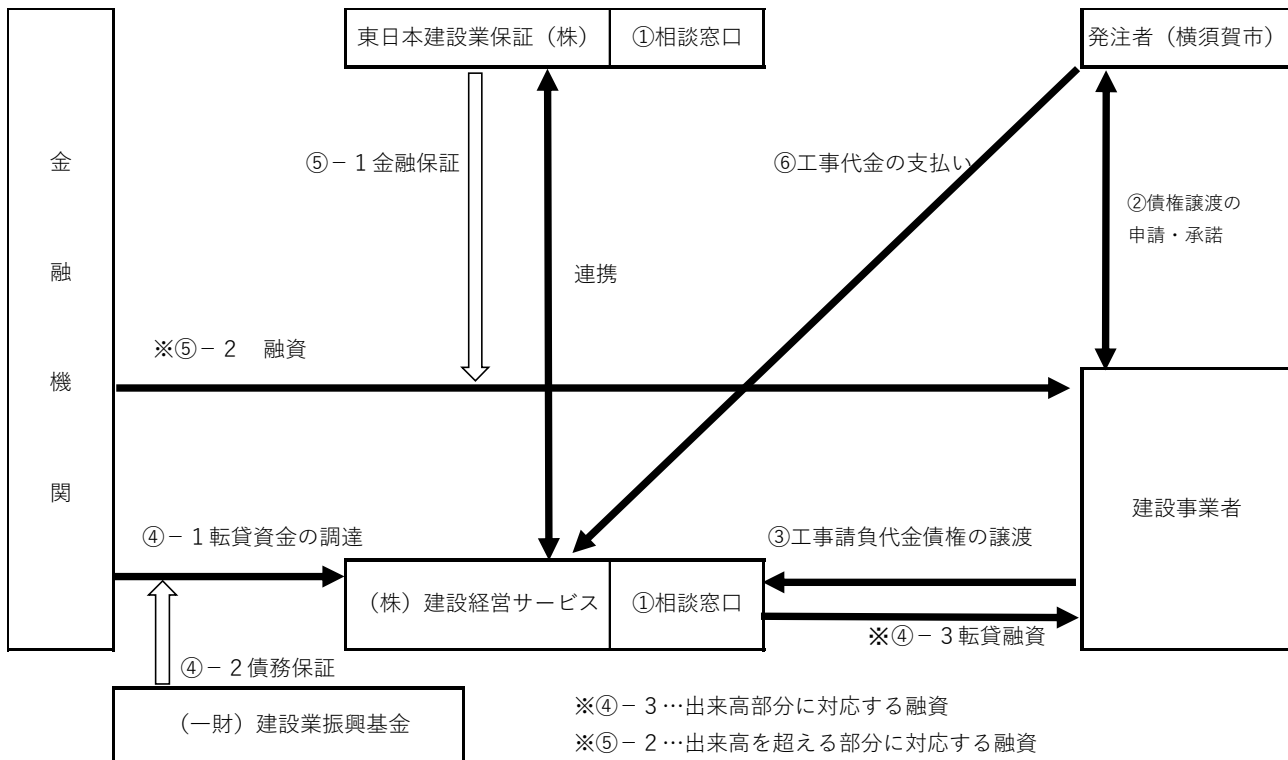
5 実施時期

令和3年4月1日から令和13年3月末まで

※制度の概要については下記国土交通省ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html

6 手続きの流れ



[説明]

- ① 融資を希望する建設事業者は、東日本建設業保証（株）、（株）建設経営サービスのいずれかに相談します。
- ② 建設事業者は、発注者である横須賀市へ債権譲渡の申請を行います。
- ③ 建設事業者は、（株）建設経営サービスへ工事請負代金債権の譲渡を行います。
- ④ （株）建設経営サービスは（一財）建設業振興基金の債務保証により、金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について建設事業者に融資します。
- ⑤ 金融機関は、工事の出来高を超える部分について、東日本建設業保証（株）の金銭保証により、建設事業者に融資します。
- ⑥ 横須賀市は工事完成後、債券譲渡先である（株）建設経営サービスに工事代金を支払います。

※ 具体的な申請方法等は、「横須賀市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱要綱」をご覧ください。

令和8年4月1日改定